

○松阪市業務委託成績評定要綱

平成19年8月29日告示第267号

改正

平成20年4月1日告示第154号
平成21年6月1日告示第201号
平成27年3月31日告示第107号
平成29年3月31日告示第174号
平成31年3月29日告示第69号
令和2年3月31日告示第116号
令和3年3月31日告示第131号
令和8年4月30日告示第286-3号

松阪市業務委託成績評定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務委託における成果の品質を確保するため、本市の業務委託成績評定（以下「委託評定」という。）を行い、受託業者の適正な選定及び指導に利用することについて必要な事項を定めるものとする。

(委託評定の対象)

第2条 委託評定の対象とする業務は、松阪市建設工事執行規程（平成17年1月1日告示第6号）第2条に規定する工事のうち、総務部契約監理課において契約を締結する測量、調査、設計並びにこれらに類する業務（以下「委託業務」という。）を対象とする。

(評定者)

第3条 委託評定を行う者は、検査員及び監督員（以下「評定者」という。）とする。

(委託評定の方法等)

第4条 委託評定は、完成検査時に契約の履行状況及び業務の成果等に関して業務委託完成検査評定書（以下「委託評定書」という。）に基づき、適正かつ公正に評価するものとする。

2 委託評定書は、測量、調査等に関する業務の評定は様式第1号を、設計、解析等に関する業務の評定は様式第2号を、建築設計に関する業務の評定は様式第2-2号を使用する。

(委託評定書の提出)

第5条 評定者は、前条の規定により作成した委託評定書を契約監理課で検査する委託業務については、契約・検査担当参事に、主管課で検査する委託業務については、主管部長等を経由し契約・検査担当参事に委託評定書を提出するものとする。ただし、契約・検査担当参事が緊急を要する委託業務又は極めて簡易な委託業務で委託評定書により評価することが適当でないとは判断するときは、委託評定書の作成を省略することができる。この場合における請負額は、200万円未満とする。

(評価の決定)

第6条 契約・検査担当参事は、前条の規定により提出を受けた委託評定書の履行評価又は成果評価がD又はEの評価となった委託業務並びに評定点が標準点を下回る委託業務（以下「不良業務」という。）については、当該業務の受託業者（以下「当該業者」という。）から事情聴取を行って当該工事の評価を決定し、松阪市入札及び契約審査会設置要領（平成17年1月1日松阪市告示第151号）第2条第5号の規定により松阪市入札及び契約審査会（以下「審査会」という。）の承認を得なければならない。

2 前項に掲げる標準点は60点とする。

3 契約・検査担当参事は、前項の規定により、不良業務の評価を行った場合は、速やかにその評定結果を当該業者及び主管部長等に文書で通知するものとする。

（指名停止等）

第7条 前条第1項の規定により、不良業務と評価を決定された受託業者は、松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成17年1月1日松阪市告示第150号。以下「指名停止要領」という。）に準じて指名停止を行うものとする。この場合において、指名停止要領別表中の「請負工事成績評定要綱」とあるのは「業務委託成績評定要綱」と読み替えるものとする。ただし、不良業務の評価と決定された日から起算し過去3年までの間に不良業務の実績が無く、次の各号のいずれかに該当する場合は、注意勧告するものとする。

(1) 履行評価又は成果評価のいずれかがD評価の委託業務を行ったとき。

(2) 評定点が標準点未満の評価を受けた委託業務を行ったとき。

（優遇措置）

第8条 委託評定書において履行評価及び成果評価が共にA評価となった委託業務（以下「優良業務」という。）を行なった市内業者に対しては、次に掲げる優遇措置を講じるものとする。

(1) 総手持ち件数の制限枠の優遇

優良業務を2回行った場合は、総手持ち業務委託件数の制限枠を1件追加し、以後、優良業務を2回行うごとに総手持ち業務委託件数の制限枠を1件追加する。

(2) その他の優遇

主管課長は、優良業務を2回行った業者と随意契約を行うことができる。

2 前項各号に規定する評価に係る優良業務の回数を算定する場合は、当該業務の検査評定の日を含む過去2年度の間の評定された工事とする。

3 第7条に規定する指名停止又は注意勧告の処分若しくは第1項に掲げる優遇措置を講じるにあたり、評価区分D又はE評価の評価を含む委託業務は、下記のとおり優良業務の件数で相殺できる。なお、相殺は、評価を決定した日から起算し過去3年以内に施工された優良業務を対象に行い、優良業務が複数ある場合は過去のものから行うものとする。

(1) E評価の委託業務は、優良業務2件と相殺する。

(2) D評価の委託業務は、優良業務1件と相殺する。

4 前項の規定により相殺された優良業務は、第1項に規定する優良業務の回数には算定しない。

(評定点の通知)

第9条 評定点の通知は、松阪市建設工事執行規程第29条第1項に規定する委託業務完成認定書により通知する。

(評定点の説明依頼)

第10条 当該業者は、評定点に対する説明を業務委託評定説明依頼書(様式第3号。以下「依頼書」という。)により完成認定書の交付日から起算して14日以内に請求することが出来る。

2 前項の請求があったときは、当該委託業務の評定を行った検査員及び監督員は、依頼書を受領した日から起算して14日以内に業務委託評定説明書(様式第4号)により回答を行うものとする。

(再評定の請求)

第11条 前条第2項の回答を受けた後、当該業者が再評定を請求するときは完成認定書の交付日から起算して60日以内に業務委託再評定請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)により行うものとする。

(再評定)

第12条 前条の規定による請求があったときは、請求のあった日から起算し60日以内に松阪市入札等監視委員会規則(平成19年松阪市規則第20号)第1条に規定する松阪市入札等監視委員会(以下「監視委員会」という。)において再評定請求の受理、棄却を審議し、松阪市入札及び契約審査会設置要綱第1条に規定する審査会において決定をする。請求を受領すると決定された場合は、再評定を行い業務委託再評定通知書(様式第6号)により回答するものとする。また、請求を棄却すると決定された場合は、業務委託再評定請求棄却通知書(様式第7号)により回答をする。

2 前項の再評定の実施方法及び検査員の決定は、審査会により行う。

附 則

この告示は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第154号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年6月1日告示第201号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第107号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第174号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第69号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第116号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第131号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月30日告示第286-3号）

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

業務委託(測量、地質等)完成検査評定書

		業務区分	測量・地質・その他					
業務委託名								
受注者								
公告番号	第		号					
契約金額							円	
工期	年		月	日	～	年	月	日
完成年月日	年		月	日				
検査評定日	年		月	日				
《 評 価 算 定 》								
評価項目	評価区分(※該当する枠に○をする)					評 定 点 計 算		
	A 91以上	B 90～75	C 74～50	D 49～35	E 34以下	①項目 別評点	②配点 補正率	①×②
履行評価						点	40%	点
成果評価						点	60%	点
評 定 点 (③を四捨五入する)						点	計=③	点
※優良/不良業務の判定								
備 考								
監 督 員	所 属 課		係		氏 名			
検 査 員	職 名				氏 名			

様式第2号（第4条関係）

業務委託（設計、解析業務）完成検査評定書

						業務区分	設計・解析・その他	
業務委託名								
受注者								
公告番号	第		号					
契約金額								円
工期	年		月	日	～	年	月	日
完成年月日	年		月	日				
検査評定日	年		月	日				
《 評 価 算 定 》								
評価項目	評価区分（※該当する枠に○をする）					評 定 点 計 算		
	A 91以上	B 90～75	C 74～50	D 49～35	E 34以下	①項目 別評点	②配点 補正率	①×②
履行評価						点	40%	点
成果評価						点	60%	点
評 定 点 (③を四捨五入する)						点	計=③	点
※優良／不良業務の判定								
備 考								
監 督 員	所 属 課		係		氏 名			
検 査 員	職 名				氏 名			

様式第2-2号 (第4条関係)

業務委託(建築設計)完成検査評定書

		業務区分		建築設計				
業務委託名								
受注者								
公告番号	第		号					
契約金額	円							
工期	年		月	日	～ 年 月 日			
完成年月日	年		月	日				
検査評定日	年		月	日				
《 評 価 算 定 》								
評価項目	評価区分(※該当する枠に○をする)					評 定 点 計 算		
	A 91以上	B 90~75	C 74~50	D 49~35	E 34以下	①項目 別評点	②配点 補正率	①×②
履行評価						点	40%	点
成果評価						点	60%	点
評 定 点 (③を四捨五入する)	点					計=③		点
※優良/不良業務の判定								
備 考								
監 督 員	所 属 課		係		氏 名			
検 査 員	所 属 課		係		氏 名			

年 月 日

（宛先）松 阪 市 長

所 在 地
商号（氏名）
代表者氏名

業 務 委 託 評 定 説 明 依 頼 書

年 月 日付け完成認定書により通知された下記の業務に係る評定について、説明を依頼します。

記

1. 業 務 名

2. 業 務 場 所 松阪市 町 地内

3. 工 期 (自) 年 月 日
(至) 年 月 日

4. 完成検査日 年 月 日

5. 疑義の事項

年 月 日

様

松阪市長



業 務 委 託 評 定 説 明 書

年 月 日付で説明依頼のありました下記の業務について、松阪市業務委託成績評定要綱第10条第2項の規定に基づき回答します。

記

1. 業 務 名

2. 業務場所 松阪市 町 地内

3. 工 期 (自) 年 月 日
(至) 年 月 日

4. 完成検査日 年 月 日

5. 疑義事項に対する回答

（宛先）松 阪 市 長

所 在 地
商号（氏名）
代表者氏名

業 務 委 託 再 評 定 請 求 書

年 月 日付け完成認定書により通知された下記の業務の
評定点については、業務委託評定説明書により回答がありました。疑義が
ありますので再評定を請求します。

記

1. 業 務 名

2. 業 務 場 所 松阪市 町 地内

3. 工 期 (自) 年 月 日
(至) 年 月 日

4. 完成検査日 年 月 日

5. 請求理由

年 月 日

様

松阪市長



業 務 委 託 再 評 定 通 知 書

年 月 日付け業務委託成績再評価請求書により請求のあった、下記の業務の再評価について、松阪市業務委託成績評価要綱第12条の規定に基づき再評価した結果を通知します。

記

1. 業 務 名

2. 業 務 場 所 松阪市 町 地内

3. 工 期 (自) 年 月 日

 (至) 年 月 日

4. 再評価日 年 月 日

5. 再評価点 _____点

6. 再評価意見

【参考：評定細目】

業務委託(測量、地質等)完成検査評定書

						業務区分	測量・地質・その他		
業務委託名									
受注者									
公告番号	第		号						
契約金額								円	
工期	年		月	日	～	年		月	日
完成年月日	年		月	日					
検査評定日	年		月	日					
《 評 価 算 定 》									
評価項目	評価区分(※該当する枠に○をする)					評 定 点 計 算			
	A 91以上	B 90～75	C 74～50	D 49～35	E 34以下	①項目 別評点	②配点 補正率	①×②	
履行評価						点	40%	点	
成果評価						点	60%	点	
評 定 点 (③を四捨五入する)						点	計=③	点	
※優良／不良業務の判定									
備 考									
監 督 員	所 属 課		係		氏 名				
									印
検 査 員	所 属 課		係		氏 名				
									印

1. 履行評価

区分	番号	細目	評定者	評価点		
実施計画	1	作業の目的と内容についての理解度はどうか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	2	作業打合せにおいて事前調査資料が適切に整理され提出されていたか？	監	2	0	-2
	3	作業計画の策定にあたり現地踏査は適切に行われたか？	監	2	0	-2
	4	作業計画書の提出時期は適切であったか？	監	2	0	-2
	5	作業計画書は、作業概要、手順、工程、組織表、打合せ計画、成果仕様、連絡体制等等が記載されているか？	監	2	0	-2
	6	履行体制として人材、資材、機器等が適切に配置されたか？	監	2	0	-2
7	作業計画書に段階的な照査方法、体制等が記載されているか？または、精度管理の基準は記載されているか？	監	1	0	-1	
		検	2	0	-2	
履行状況	8	打合せは、業務の進捗に適した時期に適切に行われたか？	監	2	0	-2
	9	打合せには、管理技術者、業務代理人は出席したか？	監	1	0	-1
	10	監督員との連絡が密接に取られ、疑義、質問等に対する積極的な取り組み、提案等がなされたか？	監	2	0	-2
	11	指示事項及び協議事項は、適切かつ正確に理解され、記録簿が適切に作成されたか？	監	1	0	-1
			検	2	0	-2
	12	適切な工程管理により、余裕を持って業務が遂行されたか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	13	関係機関との調整は適切に行われたか？	監	2	0	-2
	14	地元住民、自治会等の調整は適切に行われたか？	監	2	0	-2
	15	作業上のミスや手戻りがなかったか？	監	2	0	-2
16	作業段階での段階的な照査が適切におこなわれたか？	監	1	0	-1	
		検	2	0	-2	
17	共通仕様書、示方書、指針等参考の文献は最新のものを使用していたか？	監	1	0	-1	
		検	1	0	-1	
小計						
加減点計						
標準点				60		
加算点	ISO9000等を活用し、品質向上に努めていた。	検	5	*	*	
減算点	工程管理の不具合から関連する事業、業務に支障が出た。	検	*	-5	-10	
減算点	作業上の行為に不祥事と判断される事象が発生した。	検	*	-10	-20	
合計						

2. 成果評価

(測量・地質)

区分	番号	細目	評定者	評価点		
業務の成果	1	契約関係書類が適切に整理ができているか？また、TEC RIS登録も適切にできているか？	検	3	0	-3
	2	作業において技術的な考察が十分になされ、目的に照らした成果があげられたか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	3	仕様書、打合せ等により必要とされた事項が適切に処理された記録はあるか？	検	2	0	-2
	4	業務遂行段階の指示、協議事項の検討結果を適切にまとめ整理できているか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	5	報告書は、目的、条件、内容、結果、及び課題などが簡潔に整理され理解しやすいものか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	6	報告書(成果品)は、図表等の表現の工夫により、内容が理解しやすくまとめられているか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	7	成果図面、説明図面等のサイズ、縮尺は、適切か？	監	2	0	-2
8	成果図面、説明図面等の記載事項に漏れは無いか？	監	2	0	-2	
9	報告書、成果品に計算間違い、図面の書き誤り、誤字、脱字がなかったか？	監	2	0	-2	
		検	2	0	-2	
10	成果品チェック(社内照査)の方法が工夫されているか？また、その記録保存されているか？(精度管理結果等)	監	2	0	-2	
		検	2	0	-2	
11	成果品の納品仕様に不備がないか？(部数、製本、等)	検	2	0	-2	
査	12	検査時の対応は、受託者(管理技術者、業務代理人)が主におこなったか？	検	2	0	-2
	13	検査時の説明は、的確かつ論理的になされ、理解しやすいものであったか？	検	3	0	-3
小計						
加減点計						
標準点				60		
加算点	新技術、新工法によりコスト縮減に繋がる提案がなされた。	検	10	5	*	
減算点	修補(手直し)の指摘箇所が著しく多いと判断される。	検	*	-5	-10	
減算点	業務履行途中及び検査時において不誠実な行動、言動が見られた。	検	*	-5	-10	
合計						

【参考：設計・解析評定細目】

業務委託(設計、解析業務)完成検査評定書

		業務区分		設計・解析・その他			
業務委託名							
受注者							
公告番号	第		号				
契約金額	円						
工期	年		月	日	～ 年 月 日		
完成年月日	年		月	日			
検査評定日	年		月	日			
《 評 価 算 定 》							
評価項目	評価区分(※該当する枠に○をする)					評 定 点 計 算	
	A 91以上	B 90～75	C 74～50	D 49～35	E 34以下	①項目別評点	②配点補正率 ①×②
履行評価						点	40% 点
成果評価						点	60% 点
評 定 点 (③を四捨五入する)	点					計=③	点
※優良/不良業務の判定							
備 考							
監 督 員	所 属 課		係		氏 名		
							印
検 査 員	所 属 課		係		氏 名		
							印

1. 履行評価

(設計・解析)

区分	番号	細目	評定者	評価点		
業務計画	1	業務計画の策定時には、業務目的、内容、概要を的確に理解し、現地踏査等を実施し適切に作成されたか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	2	履行体制として、技術者、作業員等適切に配置されたか？	監	2	0	-2
	3	履行体制として、資材、機器等適切に配置されたか？	監	2	0	-2
	4	業務計画書の提出時期は適切であったか？	監	2	0	-2
	5	業務計画書には、調査概要(内容)、業務手順、業務工程、組織表、打合せ計画、成果品の仕様、緊急時の体制等適切に記載されているか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
6	業務計画書には、照査項目、照査体制が適切に記載されているか？(精度管理についてもこの項目で評価する。)	監	2	0	-2	
		検	2	0	-2	
7	業務上の再委託に関する書類は提出されたか？	検	2	0	-2	
履行状況	8	打合せは業務内容に合った、適切な時期に行われたか？	監	2	0	-2
	9	打合せには、管理技術者、代理人の出席はあったか？	監	1	0	-1
	10	連絡が密に取られ、疑義、質問等に対し、積極的な取り組みがなされ、また指示事項に対する取り組みも適切に処理されたか？	監	2	0	-2
	11	業務履行中に関係機関との調整が適切に行われたか？(資料作成等の評価を含む)	監	2	0	-2
	12	業務上のミスや手戻りがなかったか？	監	2	0	-2
	13	業務目的に照らし、必要な検討作業や提案を積極的に行う技術力を有していたか？	監	2	0	-2
			検	1	0	-1
	14	段階的な照査がチェックリストにより適切に行われたか？	検	2	0	-2
	15	適用示方書、指針等は最新の文献を使用していたか？	監	2	0	-2
16	適切な工程管理により、余裕を持って業務が遂行されたか？	監	2	0	-2	
		検	2	0	-2	
				0		
加減点						
標準点				60		
加算点	業務に対する助言、提言が著しく優れていた。	検	10	5	*	
加算点	品質管理にISO9000等を活用し、品質向上に努めていた。	検	5	*	*	
減算点	受託者の工程管理の不具合から関連の事業・業務に支障が出た。	検	*	-5	-10	
減算点	業務上の行為が不祥事と判断される事象が発生したとき	検	*	-10	-20	
合計						

2. 成果評価

(設計・解析)

区分	番号	細目	評定者	評価点		
業務 成果	1	契約関係書類が適切に整理ができているか？また、TECRISの登録もできているか？	検	2	0	-2
	2	業務において技術的考察が十分なされ、目的に照らした成果があげられたか？	監	1	0	-1
			検	2	0	-2
	3	工法選定においては、現場の環境(条件)を考慮した工法選定、比較工法の選定がなされたか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	4	工法選定においては、構造物の機能以外にコスト、施工性、維持管理等を考慮し検討がなされたか。	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	5	仮設工法について、十分な検討がされたか。	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	6	構造計算は、適切な条件設定の上で指針、示方書等に基づいた適切な検討がなされたか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	7	報告書は、図面、図表等の表現に工夫がみられ、内容が理解しやすかつ使いやすかつまとめられているか？	監	2	0	-2
検			1	0	-1	
8	成果品チェック(社内照査)が適切に行われ、成果品の品質向上が図られているか？(記録が保存されている)	監	2	0	-2	
		検	2	0	-2	
9	設計図面と数量計算書は一致していたか？	監	1	0	-1	
		検	1	0	-1	
10	設計図面と構造計算書は一致していたか？	監	1	0	-1	
		検	1	0	-1	
11	計算間違い、図面の書き誤り、誤字、脱字がなかったか？	監	1	0	-1	
		検	1	0	-1	
12	成果品の納品仕様に不備がないか？(部数、製本、等)	検	2	0	-2	
検査	13	検査の対応は、受託者(管理技術者、業務代理人)が主に行ったか？	検	2	0	-2
	14	検査時の説明は、的確かつ論理的になされ、理解しやすいものであったか？	検	2	0	-2
小計				0		
加減点						
標準点				60		
加算点	新技術、新工法によりコスト縮減に繋がる提案がなされた。	検	10	5	*	
加算点	修補(手直し)の指摘箇所が著しく多いと判断される。	検	*	-5	-10	
減算点	業務履行途中及び検査時において不誠実な行動、言動が見られた。	検	*	-5	-10	
合計						

【参考：建築設計評定細目】

業務委託(建築設計)完成検査評定書

						業務区分	建築設計	
業務委託名								
受注者								
公告番号	第		号					
契約金額								円
工期	年		月		日		～	年 月 日
完成年月日	年		月		日			
検査評定日	年		月		日			
《 評 価 算 定 》								
評価項目	評価区分(※該当する枠に○をする)					評 定 点 計 算		
	A 91以上	B 90～75	C 74～50	D 49～35	E 34以下	①項目 別評点	②配点 補正率	①×②
履行評価						点	40%	点
成果評価						点	60%	点
評 定 点 (③を四捨五入する)						点	計=③	点
※優良/不良業務の判定								
備 考								
監 督 員	所 属 課		係		氏 名			
検 査 員	所 属 課		係		氏 名			

1. 履行評価

(建築設計)

区分	番号	細目	評定者	評価点		
業務計画	1	業務計画の策定時には、業務目的、内容、概要を的確に理解し、現地調査等を実施し適切に作成されたか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	2	履行体制として、技術者、作業員等適切に配置されたか？	監	2	0	-2
	3	履行体制として、資材、機器等適切に配置されたか？	監	1	0	-1
	4	業務計画書の提出時期は適切であったか？	監	2	0	-2
	5	業務計画書には、調査概要(内容)、業務手順、業務工程、組織表、打合せ計画、成果品の仕様、緊急時の体制等適切に記載されているか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
6	業務計画書には、照査項目、照査体制が適切に記載されているか？(精度管理についてもこの項目で評価する。)	監	2	0	-2	
		検	2	0	-2	
7	業務上の再委託に関する書類は提出されたか？	検	1	0	-1	
履行状況	8	打合せは業務内容に合った、適切な時期に行われたか？	監	2	0	-2
	9	打合せには、管理技術者、代理人の出席はあったか？	監	2	0	-2
	10	連絡が密に取られ、疑義、質問等に対し、積極的な取り組みがなされ、また指示事項に対する取り組みも適切に処理されたか？	監	2	0	-2
	11	業務履行中に関係機関との協議(調整)が適切に行われたか？(資料作成等の評価を含む)	監	2	0	-2
	12	業務上のミスや手戻りがなかったか？	監	2	0	-2
	13	業務目的に照らし、必要な検討作業や提案を積極的に行う技術力を有していたか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	14	段階的な照査がチェックリストにより適切に行われたか？	検	2	0	-2
	15	適用示方書、指針等は最新の文献を使用していたか？	監	2	0	-2
16	適切な工程管理により、余裕を持って業務が遂行されたか？	監	2	0	-2	
		検	2	0	-2	
				0		
加減点						
標準点				60		
加算点	業務に対する助言、提言が著しく優れていた。	検	10	5	*	
加算点	品質管理にISO9000等を活用し、品質向上に努めていた。	検	5	*	*	
減算点	受託者の工程管理の不具合から関連の事業・業務に支障が出た。	検	*	-5	-10	
減算点	業務上の行為が不祥事と判断される事象が発生したとき	検	*	-10	-20	
合計						

2. 成果評価

(建築設計)

区分	番号	細目	評定者	評価点		
業務 成果	1	契約関係書類が適切に整理ができているか？また、TECRISの登録もできているか？	検	2	0	-2
	2	業務において技術的考察が十分なされ、目的に照らした成果があげられたか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	3	工法選定においては、現場の環境(条件)を考慮した工法選定、比較工法の選定がなされたか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	4	工法選定においては、構造物の機能以外にコスト、施工性、維持管理等を考慮し検討がなされたか。	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	5	仮設工法について、十分な検討がされたか。	監	1	0	-1
			検	1	0	-1
	6	構造計算は、適切な条件設定の上で指針、示方書等に基づいた適切な検討がなされたか？	監	2	0	-2
			検	2	0	-2
	7	報告書は、図面、図表等の表現に工夫がみられ、内容が理解しやすかつ使いやすかつまとめられているか？	監	2	0	-2
検			2	0	-2	
8	成果品チェック(社内照査)が適切に行われ、成果品の品質向上が図られているか？(記録が保存されている)	監	2	0	-2	
		検	2	0	-2	
9	設計図面と数量計算書は一致していたか？	監	1	0	-1	
		検	1	0	-1	
10	設計図面と構造計算書は一致していたか？	監	1	0	-1	
		検	1	0	-1	
11	計算間違い、図面の書き誤り、誤字、脱字がなかったか？	監	1	0	-1	
		検	1	0	-1	
12	成果品の納品仕様に不備がないか？(部数、製本、等)	検	2	0	-2	
検査	13	検査の対応は、受託者(管理技術者、業務代理人)が主に行ったか？	検	2	0	-2
	14	検査時の説明は、的確かつ論理的になされ、理解しやすいものであったか？	検	2	0	-2
小計				0		
加減点						
標準点				60		
加算点	新技術、新工法によりコスト縮減に繋がる提案がなされた。	検	10	5	*	
加算点	修補(手直し)の指摘箇所が著しく多いと判断される。	検	*	-5	-10	
減算点	業務履行途中及び検査時において不誠実な行動、言動が見られた。	検	*	-5	-10	
合計						